

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書（弘前市）

1. 推進計画書の趣旨

青森県建築行政マネジメント計画の「Ⅲ. 1. (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底」に定められている建築確認審査の迅速化のための取組み及び建築確認の審査過程のマネジメントについては次のとおりとし、引き続き円滑な建築確認手続き等を推進します。

2. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な建築確認審査を実施することを前提に、建築確認審査の迅速化については次のとおり取り組みます。

(1) 事前相談

当市に建築確認を申請する物件の事前相談は、その相談及び回答の内容について、誤解や記憶違いが生じないようにするため、書面によることを原則とします。

(2) 指摘事項の早期伝達

指摘事項については、まとめて示すことを原則としますが、意匠関係、設備関係、構造関係の分野毎に示した方が早期に確認済証を交付することができると思われるものについては、審査が終了した分野の指摘事項を先に示すように努めます。

(3) 相互理解

指摘事項については、設計者側の求めにより協議を実施し、設計者側と審査側の相互理解に努めます。

(4) 消防同意手続きとの並行審査の実施

消防同意手続きとの並行審査は、従前より実施していますが、今後も同様に並行審査を実施します。

3. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについては、次のとおり取り組みます。

(1) 物件毎の進捗管理

建築確認の申請状況及び審査の進捗状況を管理し、法定期間内に審査します。

(2) 審査に係る情報共有等

①審査担当者により審査方針や内容に差が生じないようにするため、建築主事や審査担当者間で意見交換を行い、審査に係る情報共有を図ります。

②日本建築行政会議を通じて建築確認審査の運用の明確化を図るほか、青森県内の特定行政庁とも情報交換や意見交換を行い、建築確認審査の運用の明確化に努めます。

③計画的に研修会等に参加する等、審査担当者の審査技術の向上に努めます。